

【本人提出書類】

1 申請時点

【移住等に関する要件】必要書類		
交通費	移転費	【共通】
○	○	様式第9号 碧南市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書
○	○	様式第9-1号 碧南市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項
○	○	様式第9-2号 碧南市地方就職支援事業に係る個人情報の取扱い
○	○	【提示のみ】写真付き本人確認書類(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
○	○	・第9条第1号イを証する住民票の除籍又は戸籍の附票
○	○	【大学等を卒業・修了後に申請する場合】 卒業・修了証明書(卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの)
○		【在学中に交通費を申請する場合】 在学証明書(卒業学年である確認が取れるものであること。) ※学年の記載がない場合には、発行済の証明書に加筆・捺印(公印)すること。 ※移転費は在学中の申請不可。

【就業(就業先)に関する要件】必要書類		
交通費	移転費	【個別】
○	○	様式第10号 就業・内定証明書(碧南市地方就職支援金の申請用) ※就業先が作成したもの
○		・支援金の対象となる就業・内定先の企業の選考内容(開催日時・場所等)が記載された案内 (文書やメールの写し)
○		・就業・内定先企業の選考に係る交通費の領収書(移動した日付・区間・金額がわかるもの等) ※対象となる就職活動(採用面接又は試験等)の前後1日の日付の領収書が対象。 (期間外の領収書については、その理由を記載すること。) ※交通系ICカードの利用や新幹線ネット予約等により、領収書が発行されない場合、移動した日付・区間・ 金額のわかる利用明細等を領収書代わりとして受付可能。
	○	・引っ越し業者の発行する移転に要した費用の領収書等

2 交付決定後

交通費	移転費	【個別】
○	○	様式第13号 碧南市地方就職支援金交付請求書

3 支給後の確認

碧南市への転入日、就業開始日又は支援金の申請日
※上記のいずれか遅い日から起算して1年、2年、3年、4年、5年経過まで(年1回)
※住民票を移さずに転出していた者については、就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日

交通費	移転費	【共通】
○	○	様式第14-1号 碧南市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】
○	○	・住民票(碧南市発行)の写し ※申請前1か月以内に発行されたもの
○	○	・雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し
○	○	・労働条件通知書の写し

4 地方就職支援金申請時点から住居変更や離職、勤務地変更があった場合

交通費	移転費	【共通】
○	○	様式第14-1号 碧南市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】
○	○	・住民票(碧南市発行)の写し ※申請前1か月以内に発行されたもの
○	○	・雇用保険離職票又は受給資格喪失届(離職)、辞令(転勤)、その他届出内容が確認できる書類 ※勤務先を離職したり、勤務地が変更になった場合

【就業先法人提出書類(移住後)】

- ・受給者の就業開始日から起算して1年を経過した時点
- ・就業・内定証明書の記載内容の変更が生じた時又は変更となることが分かった時

交通費	移転費	【共通】
○	○	様式第14-2号 碧南市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】
○	○	・雇用保険離職票又は受給資格喪失届(離職)、辞令(転勤)、その他届出内容が確認できる書類 ※勤務先を離職したり、勤務地が変更になった場合